**田原市通学路交通安全プログラム**

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

田原市通学路交通安全推進協議会

１．プログラムの目的

　平成２４年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成２４年８月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「田原市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

２．通学路交通安全推進協議会の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路交通安全推進協議会」を設置しました。本プログラムは、この協議会で議論し、策定しました。

・愛知県東三河建設事務所維持管理課　・田原市総務部総務課

・愛知県東三河建設事務所道路整備課　・田原市渥美支所地域課

・愛知県田原警察署交通課　　　　　　・田原市教育委員会教育部教育総務課

・田原市都市建設部建設課　　　　　　・田原市教育委員会教育部学校教育課

・田原市都市建設部維持管理課

３．取組方針

（１）基本的な考え方

　　継続的に通学路の安全を確保する為、合同点検を実施し、危険箇所の安全対策を実施し、その後の効果を把握し、常に安全な通学路を確保します。

【通学路安全確保のためのＰＤＣＡサイクル】

**Ｐｌａｎ**

**合同点検の実施**

**対策の立案・検討**

**Ｄｏ**

**Ａｃｔｉｏｎ**

**対策の改善・充実**

**対策の実施**

**Ｃｈｅｃｋ**

**対策効果の把握**

（２）定期的な安全点検の実施

　①危険箇所の抽出

学校、ＰＴＡ、地域が連携を図り、対策が必要な危険箇所を抽出し、各小中学校を通じて教育委員会に危険箇所を報告します。

　②合同点検の実施【Ｐｌａn】

危険箇所の報告に基づき、合同点検を実施し、危険箇所の現場確認と対策案の検討を行います。

　③対策の決定【Ｐｌａｎ】

危険箇所の具体的かつ効果的な対策を決定します。その際、実施主体となる担当機関、ソフト対策・ハード対策、長期対策・中期対策・短期対策、暫定対策など対策一覧を作成し、計画的に対策を講じます。

　④対策の実施【Ｄｏ】

協議会で決定した対策の方針に基づき、各担当機関で対策を実施します。

実施にあたり支障がある場合は、協議会で改善策等を検討します。

　⑤対策効果の把握【Ｃｈｅｃｋ】

危険箇所の対策後における効果を評価するため、対策内容や進捗状況を関係機関で共有し、必要に応じて通学路交通安全推進協議会で効果を検証します。

　⑥対策の改善・充実【Ａｃｔion】

対策実施後も合同点検や効果の検討結果を踏まえ、必要に応じて対策の改善を図ります。

４．箇所図、箇所一覧表の公表

学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために学校ごとの「対策一覧表」を作成し、各学校への報告をもって公表します。